平成２３年（フ）第１６６号
千葉県柏市西柏台２丁目３番１―1015号
債務者　宮崎　幸子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７２号
千葉県我孫子市東我孫子１丁目31番２―301号
債務者　倉岡　　強
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８０号
千葉県柏市旭町３丁目１番４号　ユーネスハイツ103号
債務者　山口　政彦
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３１２号
北九州市小倉南区徳力４丁目２番11号201
債務者　湯浅　亘能
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５５号
北九州市八幡西区御開３丁目31番１―502号
債務者　永井　愼祐（旧姓權藤）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５７号
北九州市小倉南区若園２丁目25番15号
債務者　佐藤　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６８号
北九州市門司区南本町５番37号
債務者　甲斐　義明
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７６号
北九州市小倉南区徳力団地101番107号
債務者　藤木美佐子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７７号
北九州市小倉南区若園３丁目19番52―202号
債務者　宮崎　由美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０１号
北九州市小倉南区高野４丁目15番22号
債務者　甲斐　早苗（旧姓筧）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１９号
北九州市門司区吉志６丁目10番23号
債務者　今井五十恵
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９４号
大阪府豊中市浜１丁目27―５、住民票上の住所大阪府茨木市天王１丁目３番21号の３
債務者　小川　貴司
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４号
大阪府摂津市正雀本町１丁目３番６―403号
債務者　根本　優子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８０号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目３番77―103号
債務者　豊田須賀子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５１２号
大阪府茨木市新中条町３番２号
債務者　本田　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６４７号
大阪府守口市大日東町４番Ｄ―3904号
債務者　木場　昭三
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８０号
大阪市東淀川区柴島２丁目15―５―220、住民票上の住所大阪府守口市南寺方中通３丁目15番22号
債務者　遠山　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９０号
大阪府大東市御供田１丁目23番７号
債務者　樋上　千香
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部